

改造エアガン対策の強化を求める意見書

今年、通りすがりの人や対向車両などに対して改造エアガンを発砲するという事件が相次いで発生し、大きな社会問題となった。

玩具であるエアガンの所持は違法ではないが、改造により威力を増大させたエアガンは、所持が禁止されている空気銃と同様に、大変危険な武器や凶器になり得る。

警察庁は事件の続発を受けて、10月11日、各都道府県警察に対して、改造エアガンに対する取り締まりの強化等について通達を出した。しかし、事件の再発を未然に防ぐためには、単に警察による取り締まり強化のみならず、関連する業界団体による自主規制の強化、販売店等への指導強化など、多角的、総合的に対策を講じる必要がある。

よって、政府においては、下記の項目を実施するよう強く要望する。

記

- 1 インターネットを通じて、改造エアガンや改造用部品、さらには改造方法などの情報を容易に入手できるため、サイバーパトロールを徹底し、販売等についても取り締まりを強化すること。
- 2 前項に関連して、プロバイダーやサイト運営者に対し、改造エアガンの出品や情報提供に関する自主規制を促すこと。
- 3 玩具としてエアガンを扱っている業界団体に、改造防止のための自主規制などを行うよう求めること。
- 4 青少年への影響を考え、警察などから保護者等に対してエアガンに関する広報を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)12月13日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国家公安委員会委員長

(提出者) 全議員